

2020年（令和2年）5月22日

弁護士会法律相談を希望される皆様へ

栃木県弁護士会  
会長 澤田 雄二



**【重要】弁護士会館における法律相談の再開のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、一時電話相談に切り替えていた弁護士会館（栃木県宇都宮市明保野町1番6号）内で行われる法律相談を、県内における新型コロナウイルスの感染状況や緊急事態宣言解除に伴い、従来通り面談相談の方式で再開させていただきます。

ご相談希望の皆様におかれましては、下記事項に十分ご留意し、ご利用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 面談相談再開日  
2020年（令和2年）6月1日（月）～
- 2 相談日程及び時間  
毎週 月曜～金曜 午後1時半～午後5時まで  
相談時間 1回 30分
- 3 料金  
原則有料（30分の相談につき 5,000円（+消費税））  
ただし、新型コロナウイルスに関する相談は無料とします。  
（その他、無料相談についてはお問い合わせください。）
- 4 相談の手順  
事前に弁護士会（電話028-689-9001）に電話で予約してください。
- 5 新型コロナウイルス感染予防に関するご注意  
・会館の受付では、非接触型の体温計を用意し、相談者の皆様の体温を確認させていただきます。高熱の場合には相談をお断りさ

せていただく場合がございますのでご了承ください。

また、相談者の皆様ご自身でも発熱や咳など感染が疑われる症状があるときには、ご予約日時を変更いただくなどして当館の利用をお控えください。

- ・相談室には、相談中の皆様の安全に配慮して弁護士と相談者との間に透明の亚克力板を用意しております。また、相談室のいわゆる「三密」を避けるため、相談室に入室される方は2名までとさせていただきます。

- ・相談の際には、事前に手指の消毒をし、必ずマスクを着用してください。

- ・今後の法律相談の実施につきましては、新型コロナウイルス感染拡大状況や社会情勢等によって、再度の変更をする場合がございますが何卒よろしくお願い申し上げます。

以上